

監査公表第5号（令和2年4月10日、県公報第93号登載）

総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査結果（令和元年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関 27 機関
 - (2) 監査対象期間：平成 30 年 11 月 1 日～令和元年 10 月 31 日
 - (3) 監査実施期間：令和 2 年 1 月 8 日～令和 2 年 2 月 14 日
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監 査 対 象 機 関 名		監 査 実 施 日
総 務 部	公 文 書 館	令和 2 年 2 月 12 日
	職 員 研 修 所	令和 2 年 2 月 12 日
	博 多 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 21 日 ～ 令和 2 年 1 月 24 日
	東 福 岡 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 15 日 ～ 令和 2 年 1 月 17 日
	西 福 岡 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 8 日 ～ 令和 2 年 1 月 10 日
	筑 紫 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 15 日 ～ 令和 2 年 1 月 17 日
	北 九 州 東 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 28 日 ～ 令和 2 年 1 月 30 日
	北 九 州 西 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 8 日 ～ 令和 2 年 1 月 10 日
	田 川 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 24 日
	飯 塚 ・ 直 方 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 21 日 ～ 令和 2 年 1 月 23 日
	久 留 米 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 28 日 ～ 令和 2 年 1 月 30 日
	大 牟 田 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 24 日
	筑 後 県 税 事 務 所	令和 2 年 2 月 12 日
	行 橋 県 税 事 務 所	令和 2 年 1 月 31 日
	消 防 学 校	令和 2 年 2 月 6 日 ～ 令和 2 年 2 月 7 日
企 画 ・ 地 域 振 興 部	東 京 事 務 所	令和 2 年 2 月 6 日 ～ 令和 2 年 2 月 7 日
	パ ス ポ ー ト セ ン タ ー	令和 2 年 2 月 4 日 ～ 令和 2 年 2 月 5 日
商 工 部	福 岡 中 小 企 業 振 興 事 務 所	令和 2 年 1 月 24 日
	久 留 米 中 小 企 業 振 興 事 務 所	令和 2 年 1 月 31 日
	北 九 州 中 小 企 業 振 興 事 務 所	令和 2 年 1 月 24 日
	飯 塚 中 小 企 業 振 興 事 務 所	令和 2 年 1 月 24 日
	計 量 検 定 所	令和 2 年 1 月 31 日
	大 阪 事 務 所	令和 2 年 2 月 13 日 ～ 令和 2 年 2 月 14 日
	工 業 技 術 セ ン タ ー	令和 2 年 2 月 4 日 ～ 令和 2 年 2 月 5 日
	工 業 技 術 セ ン タ ー 生 物 食 品 研 究 所	令和 2 年 2 月 13 日 ～ 令和 2 年 2 月 14 日
	工 業 技 術 セ ン タ ー イ ン テ リ ア 研 究 所	令和 2 年 2 月 13 日 ～ 令和 2 年 2 月 14 日
	工 業 技 術 セ ン タ ー 機 械 電 子 研 究 所	令和 2 年 2 月 6 日 ～ 令和 2 年 2 月 7 日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

(1) 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

(2) 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

(3) 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当の認定及び支給状況

(4) 契約

契約締結及び履行確認の状況

(5) 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

(6) 物品

取得、管理及び処分状況

(7) 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
総務部 東福岡 県税事務所	その他	1	支出及び歳計外現金の払出について、支出命令書等の決裁を受けた後に支払決定等を行うべきところ、この決裁を受ける前に、支払決定等を行っていた。 加えて、支払決定等の際に使用する資格管理用小型装置（USB キー）を施錠可能な保管庫に保管すべきところ、これを行っていなかった。
商工部 工業技術セン ターインテリ ア研究所	支出	1	試験機器の使用に係る支出科目について、「使用料及び賃借料」とすべきところ、「その他役務費」として支出していた。

計	2 件
---	-----

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
総 務 部	収 入	1	文書複写料として収納した現金について、遅滞なく金融機関に払い込むべきところ、遅延していた。
計			1 件